

居宅介護支援重要事項説明書

(令和 年 月 日現在)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話：0475-80-2103 担当：小美野 愛

※24時間連絡を受付けております。

休日と平日の終業後（17:30～8:30まで）は、担当ケアマネジャーの携帯電話へ直接ご連絡下さい。（担当：_____ 携帯：_____）

2. 東金居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援の指定事業所番号およびサービス提供地域

事業所名	医療法人社団 鎮誠会 東金居宅介護支援事業所
所在地	千葉県山武市姫島270-1
介護保険指定事業者番号	居宅介護支援（千葉県山武市1276000096号）
サービスを提供する地域	東金市 九十九里町 山武市（蓮沼・松尾を除く）

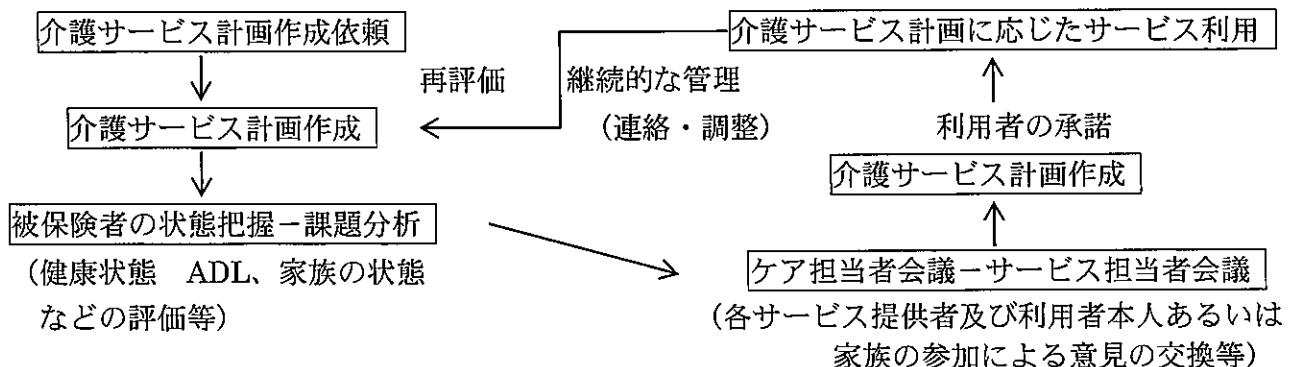
(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者 主任介護支援専門員	介護福祉士	1名		事業所の業務管理 及び 指定居宅介護支援の提供	1名
介護支援専門員	介護福祉士等	名	名	指定居宅介護支援の提供	名

(3) 営業日時

営業日	平日(月～金)・祝日 8時30分～17時30分
休業日	土曜日・日曜日・年末年始休暇

3. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容



4. 利用料金

(1) 種類

① 利用料

1ヵ月につき、国の定めに基づいた居宅介護支援費、及び算定基準に該当する加算を付帯した料金(契約書別紙参照)をいただきます。

※1. 要介護認定を受けられた方は介護保険制度から全額給付されるため、自己負担はありません。

※2. 保険料の滞納等により支援費の法定代理受領ができない場合は、お客様から直接前記の居宅介護支援費及び加算金額(契約書別紙参照)をいただきます。その場合は当事業所からサービス提供証明書を発行しますので、保険者の窓口に提出しますと全額払い戻しを受けられます。

② 解約料

当事業所との契約後、お客様のご都合による居宅サービス計画の作成段階途中での解約の場合は、1ヵ月の利用料に相当する金額(居宅介護支援費及び加算分)をいただきます。

※千葉県国民健康保険団体連合会への給付管理票の提出終了後に解約した場合は、解約料金はかかりません。解約ご希望の際には、担当または事業所までご相談下さい。

(2) 支払方法

実費が発生する場合は、その都度の精算とします。

お支払い方法は、現金集金のみとなります。

お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話等でお申しいただき、当事業所の職員がご自宅にお伺いし、契約を締結した後、サービスの提供を開始いたします。

(2) サービスの終了

① お客様の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。

その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所を紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくとも自動的にサービス終了とさせていただきます。

- ・お客様が介護保険施設へ入所、あるいは療養病棟等に長期入院された場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)、要支援1、2と認定された場合。
- ・お客様がお亡くなりになった場合。

(3) その他 諸注意

注1. お客様やご家族などが、当事業所や介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどのハラスメント行為や背信行為等を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

注2. サービス休止後、お客様及びそのご家族と、訪問や電話・メール・郵便等の通常手段による連絡がつかなくなり、3ヵ月が経過した場合、お客様の住居区の地域包括支援センターに報告後、文章通知をもって契約終了とさせていただきます。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

・運営の方針

お客様及びご家族がサービスを選択することを基本とし、お客様が適切なサービスを円滑かつ容易に利用できるよう、地域の保健・医療・福祉等の専門家や、地域包括支援センターと連携しながら、お客様及びご家族を公正・中立に支援いたします。

7. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. 医療と介護の連携の強化

- ・ 利用者が入院された場合は、入院先医療機関等に担当職員の氏名や連絡先を伝えてください。
- ・ 利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医等と連携を図ります。

9. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

10. 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

11. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針を整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

13. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客様苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関する苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての苦情を承ります。

電話：0475-80-2103

担当：小美野 愛

(2) その他の窓口

当事業所以外に市区町村と国保連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。※お客様の居住区の市区町村窓口にお伝えください。

市町村名	担 当	電 話
山武市	高齢者福祉課 介護保険係	0475-80-2641
東金市	高齢者支援課	0475-50-1219
九十九里町	健康福祉課	0475-70-3184

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係

電話：043-254-7428

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

事 業 者

事業所名 医療法人社団鎮誠会 東金居宅介護支援事業所
指定市町村名 山武市
指定事業所番号 1276000096
住 所 千葉県山武市姫島270-1
代表者名 理事長 李 笑求

説 明 者 氏 名 _____

令和 年 月 日

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____

代 理 人

住 所 _____

氏 名 _____